

## 上北山村移住定住促進補助金交付要綱

### (目的及び趣旨)

第1条 村民の定住促進により人口減少を抑制するとともに、村外からの移住定住者の増加を図り、定住人口の増加及び活力ある地域づくりを推進するため、村内に自ら居住するための住宅を建築又は空き家を取得する者に対し、上北山村移住定住促進補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関して、上北山村補助金等交付規則(平成17年上北山村規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室及びトイレ等を備えた建物で、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 自己の居住の用に供する建築物
  - イ 店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅(以下「併用住宅」という。)については、自己の居住部分
- (2) 中古住宅 建築後1年以上経過した住宅をいう。
- (3) 住宅の改修 既存の住宅の設備や内装を新しくしたり、間取りを変更する等、老朽化したものを建築当初の性能に戻す改修又は、既存住宅の用途や性能を変更して建築当初以上に性能を向上させる改修をいう。
- (4) 取得 登記簿への登録をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内に10年以上居住する目的で住宅を取得する者
  - (2) 当該住宅に住民票を移動し、その住宅に居住する者
  - (3) 村内に自ら居住するための住宅を自らの資金により建築又は購入する者、又は村内に所在する住宅を相続又は贈与により取得した者
  - (4) 世帯全員が本村に納入すべき村税、使用料、分担金及びその他村に対する債務(以下「債務」という。)を滞納していない者
  - (5) 補助金交付申請日において、55歳未満の者
- 2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな
- (1) 同一年度内において国、県又は村等の制度による他の補助金及び移転補償、損害賠償等の補填を受けて住宅を建築又は購入する者
  - (2) 二親等以内における第4条第1項第2号にかかる売買契約により住宅を取得する者
  - (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者
  - (5) この補助金の交付決定又は既に補助金の交付を受けている者
  - (6) その他村長が不相当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 住宅建築費

(2) 中古住宅購入費(併用住宅の場合、居住部分以外も対象)

(3) 中古住宅購入後1年以内に施工する住宅改修費(併用住宅の場合、居住部分のみ対象)

(4) 相続及び贈与後1年以内に施工する住宅改修費(併用住宅の場合、居住部分のみ対象)

2 前項の規定にかかわらず次の各号に該当するものは補助対象としない。但し、各号の経費のうち別表第1に定める経費は補助対象とする。

(1) 門、堀、柵等の外構工事費又は庭園の整備費

(2) コンクリート、アスファルト等による舗装費

(3) 家具、家庭用電気機械器具等の購入費

(4) 物置、車庫等の設備費

(5) 前号各号に掲げるものの他、村長が補助対象経費として適当でないと認める経費

(補助金の種類、交付要件、補助率等)

第5条 補助金の種類、交付要件、補助率等は、別表第2のとおりとする。この場合において、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、上北山村移住定住促進補助金交付申請書(様式第1号)に別表第3に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 村長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により適当と認めるときは、上北山村移住定住促進補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)(以下、「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定による書類の審査及び現地調査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更等の手続)

第8条 申請者は第7条第1項の申請の変更及び事業の取り止めをしようとするときには、速やかに上北山村移住定住促進補助金事業変更承認申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない

2 村長は、前項の変更申請書を承認したときは、上北山村移住定住促進補助金事業変更承認決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに上北山村移住定住促進補助金事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に別表第4に掲げる必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 村長は、前条の実績報告書に基づいて検査を行い、適正と認めるときは、補助額を確定し、上北山村移住定住促進補助金交付確定通知書(様式第7号。以下「確定通知書」という。)

により申請者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の確定通知書を受けた者は、速やかに、上北山村移住定住促進補助金交付請求書(様式第 8 号)を速やかに村長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第 12 条 村長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消し、既に補助金の全部または一部が交付されているときは返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付申請日から 10 年以内に生活の本拠を対象住宅から移すことになったとき。但し、村長がやむを得ないと判断した場合を除く。
- (2) 補助金交付申請日から 10 年以内に住宅を売却又は譲渡したとき。但し、村長がやむを得ないと判断した場合を除く。
- (3) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が相当と認める事由があったとき。

2 前項各号に該当し返還を命ずる場合、返還額は次表のとおりとする。

| 居 住 年 数      | 返 還 額  |
|--------------|--------|
| 1 年未満        | 補助金の全額 |
| 1 年以上 2 年未満  | 〃 90%  |
| 2 年以上 3 年未満  | 〃 80%  |
| 3 年以上 4 年未満  | 〃 70%  |
| 4 年以上 5 年未満  | 〃 60%  |
| 5 年以上 6 年未満  | 〃 50%  |
| 6 年以上 7 年未満  | 〃 40%  |
| 7 年以上 8 年未満  | 〃 30%  |
| 8 年以上 9 年未満  | 〃 20%  |
| 9 年以上 10 年未満 | 〃 10%  |
| 10 年以上       | 〃 0%   |

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条第2項関係）

| 補助対象経費<br>(第4条第1項)          | 補助対象外経費<br>(第4条第2項該当号)                  | 左記のうち補助対象となる経費<br>(第4条第2項)   |
|-----------------------------|---|--|
| 1 住宅建築費                     | (3) 家具、家庭用電気機械器具等の購入費                   | トイレ、バス、キッチンなどで使用する便器、バスタブ、給湯器、シンクなどの設備機器や電気、ガス、給排水、換気、暖冷房、消火、排煙、汚物処理などの各種設備のうち工事事業者を伴う機器、設備の費用は補助対象とする |
| 2 中古住宅購入費                   | (3) 家具、家庭用電気機械器具等の購入費<br>(4) 物置、車庫等の設備費 | (3)、(4)のうち購入時に既存の機器、設備は補助対象とする   |
| 3 中古住宅購入後<br>1年以内に施工する住宅改修費 | (3) 家具、家庭用電気機械器具等の購入費                   | トイレ、バス、キッチンなどで使用する便器、バスタブ、給湯器、シンクなどの設備機器や電気、ガス、給排水、換気、暖冷房、消火、排煙、汚物処理などの各種設備のうち工事事業者を伴う機器、設備の費用は補助対象とする |
| 4 相続及び贈与後<br>1年以内に施工する住宅改修費 |   |  |

別表第2（第5条関係）

| 補助金の種類                   | 交付要件  | 補助率        | 補助限度額 |
|--------------------------|---|------------|-------|
| 1 新築（建替え）                | 1 村内、建築費用500万円以上の住宅を新築した者で、当該住宅を取得する方<br>2 補助金請求時に上北山村民の方<br>3 一住宅につき1回のみの交付          | 補助対象経費の20% | 300万円 |
| 2 中古住宅購入                 | 1 村内に購入費用100万円以上の中古住宅（敷地を含む）を購入した者で、当該住宅を取得する方<br>2 補助金請求時に上北山村民の方<br>3 一住宅につき1回のみの交付 | 補助対象経費の50% | 150万円 |
| 3 中古住宅購入に伴う住宅の改修（リフォーム）  | 1 村内の中古住宅を取得した者で、その住宅を取得後1年以内に工事費用100万円以上で改修する方<br>2 一住宅につき1回のみの交付                    | 補助対象経費の50% | 150万円 |
| 4 相続及び贈与された住宅の改修費（リフォーム） | 1 相続及び贈与により住宅を取得した者で、その住宅を取得後1年以内に工事費用100万円以上で改修する方<br>2 一住宅につき1回のみの交付                | 補助対象経費の50% | 150万円 |

別表第3（第6条関係）

| 補助金交付申請時添付書類                                     |
|--|
| 1 上北山村移住定住促進補助金交付申請書（様式第1号）                      |
| 2 現況写真及び平面図、位置図                                  |
| 3 村税等の滞納がないことを証明する書類（納税証明書等）                     |
| 4 交付申請に係る住宅に居住する者の一覧（任意様式、氏名・生年月日・年齢・申請者との続柄を記載） |
| 5 住宅の新築、増改築又は購入の見積書、設計図（中古住宅購入の場合は見積書のみで可）       |
| 6 住宅の登記事項証明書（相続及び贈与により取得した住宅の改修の場合）              |
| 7 その他村長が必要と認めるもの                                 |

別表第4（第9条関係）

| 実績報告書時添付書類  |
|---|
| 1 住民票謄本（続柄の記載されたもの）   |
| 2 住宅の登記事項証明書  |
| 3 住宅の全景写真1枚及び工事の竣工が確認できる写真  |
| 4 住宅の平面図（建築確認申請又は工事契約書の附属図書等の写し）及び位置図   |
| 5 誓約書（様式第6号）  |
| 6 工事契約書または売買契約書の写し  |
| 7 請求書又は領収書の写し   |
| 8 その他村長が必要と認めるもの  |
| ※ 個人売買にあっては（7）請求書又は領収書の写しとなっていますが、後日、領収書及び金融機関口座等への同額の入金等が確認できる書類等（該当部分のみで可）の写しを提出頂きます。 |

様式第1号（第6条関係）

上北山村移住定住促進補助金交付申請書

平成 年 月 日

上北山村長 殿

申請者 住所  
氏名 □  
連絡先（電話）

上北山村移住定住促進補助金を受けたいので、上北山村移住定住促進補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

|                            |                |                                   |                                    |
|----------------------------|----------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 補助金等の名称                    |                | 上北山村移住定住促進補助金                     |                                    |
| 補助金の種類                     |                | 新築 ・ 中古住宅購入 ・ 中古住宅改修              |                                    |
| 工事（契約）に要する費用<br>（設計費は含めない） |                | 円                                 |                                    |
| 補助金申請額                     |                | 円                                 |                                    |
| 転入・転居（予定）年月日               |                | 平成 年 月 日                          |                                    |
| 新築                         | 工事開始予定年月日      | 平成 年 月 日                          |                                    |
|                            | 工事完了予定年月日      | 平成 年 月 日                          |                                    |
| 中古購入                       | 住宅取得（予定）年月日    | 平成 年 月 日                          |                                    |
|                            | 売買・相続・贈与／相手先氏名 |                                   |                                    |
|                            | 相手先との関係        | <input type="checkbox"/> 2親等以内である | <input type="checkbox"/> 2親等以内ではない |
|                            | 中古住宅改修費の申請     | <input type="checkbox"/> ある       | <input type="checkbox"/> ない        |
| 中古改修                       | 住宅取得（予定）年月日    | 平成 年 月 日                          |                                    |
|                            | 工事（予定）期間       | 平成 年 月 日～平成 年 月 日                 |                                    |
|                            | 中古住宅購入費の申請     | <input type="checkbox"/> ある       | <input type="checkbox"/> ない        |
| 工事（購入等）実施予定地               |                | 奈良県吉野郡上北山村大字 番地                   |                                    |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

※ 添付書類あり

※ 添付書類

- 1 上北山村移住定住促進補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 現況写真及び平面図、位置図
- 3 村税等の滞納がないことを証明する書類（納税証明書等）
- 4 交付申請に係る住宅に居住する者の一覧（任意様式、氏名・生年月日・年齢・申請者との続柄を記載）
- 5 住宅の新築、増改築又は購入の見積書、設計図（中古住宅購入の場合は見積書のみで可）
- 6 住宅の登記事項証明書（相続及び贈与により取得した住宅の改修の場合）
- 7 その他村長が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

上地第 号  
平成 年 月 日

交付対象者 殿

上北山村長

上北山村移住定住促進補助金交付（不交付）決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度上北山村移住定住促進補助金の交付については、下記のとおり交付（不交付と）することに決定したので、上北山村移住定住促進補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付決定を受けた者は、交付要綱に従うものとする。
- 3 交付金の交付の条件

（不交付の場合は不交付理由）

様式第3号（第8条関係）

上北山村移住定住促進補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日

上北山村長 殿

住所

氏名

□

連絡先（電話）

平成 年 月 日付け上地第 号で補助金の交付決定のあった平成 年度移住定住促進補助金について、事業内容を変更したいので上北山村移住定住促進補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり事業の変更承認申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更後の交付申請額

添付書類

- (1) 変更内容、箇所等が確認できる図面等
- (2) 工事変更見積書（変更がある場合のみ）
- (3) その他、必要に応じて変更を説明する書類

様式第4号（第8条関係）

第 号  
平成 年 月 日

交付対象者 殿

上北山村長

上北山村移住定住促進補助金事業変更承認決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で通知した平成 年度上北山村移住定住促進補助金については、下記のとおり変更を決定したので、上北山村移住定住促進補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- |   |         |   |   |
|---|---------|---|---|
| 1 | 変更交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付決定額  | 金 | 円 |
| 3 | 差引交付決定額 | 金 | 円 |
| 4 | 変更の条件   |   |   |

様式第5号（第9条関係）

上北山村移住定住促進補助金実績報告書

平成 年 月 日

上北山村長 殿

住所  
氏名 □  
連絡先（電話）

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった平成 年度移住定住促進補助金について、下記のとおり事業が完了しましたので上北山村移住定住促進補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 補助事業の内容

住宅の新築                      中古住宅購入                      中古住宅改修

2 補助事業の完了年月日                      平成 年 月 日

3 関係書類

- (1) 住民票謄本（続柄の記載されたもの）
- (2) 住宅の登記事項証明書
- (3) 住宅の全景写真1枚及び工事の竣工が確認できる写真
- (4) 住宅の平面図（建築確認申請又は工事契約書の附属図面等の写し）及び位置図
- (5) 誓約書（様式第6号）
- (6) 工事契約書または売買契約書の写し
- (7) 請求書又は領収書の写し
- (8) その他村長が必要と認めるもの

※ 個人売買にあつては（7）請求書又は領収書の写しとなっていますが、後日、領収書及び金融機関口座等への同額の入金等が確認できる書類等（該当部分のみで可）の写しを提出頂きます。

様式第 6 号（第 9 条関係）

移住定住に関する誓約書

上北山村長

殿

私は、上北山村の住民として 10 年間は定住の意思をもって居住します。

なお、上北山村移住定住促進補助金交付要綱第 12 条第 1 項から第 4 項のいずれかに該当することとなったときは、村長が指定する金額を返還します。

平成 年 月 日

申請者

住所

氏名

□

連絡先（電話）

様式第 7 号（第 10 条関係）

第 号  
平成 年 月 日

交付対象者 殿

上北山村長

上北山村移住定住促進補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった平成 年度上北山村移住定住促進補助金については、上北山村移住定住促進補助金交付要綱第 10 条の規定により下記のとおり確定しましたので通知します。

記

交付金の交付確定額 金 円

様式第 8 号 (第 11 条関係)

上北山村移住定住促進補助金交付請求書

平成 年 月 日

上北山村長 殿

申請者 住所 上北山村大字  
氏名 □  
連絡先 (電話)

平成 年 月 日付け第 号において交付確定通知のあった平成 年度上北山村移住定住促進補助金について、上北山村移住定住促進補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

|         |                  |         |       |
|---------|------------------|---------|-------|
| 交付請求額   | 金 円              |         |       |
| 確定年月日   | 平成 年 月 日         | 確定番号    | 上地第 号 |
| 補助事業の種類 | 新築 中古住宅購入 中古住宅改修 |         |       |
| 振込先     | 金融機関名            |         |       |
|         | 本支店名             |         |       |
|         | 口座種別             | 普通 ・ 当座 |       |
|         | 口座番号             |         |       |
|         | フリガナ             |         |       |
|         | 口座名義人            |         |       |

## 上北山村移住定住促進補助金制度の概要

### 1. 目的

55歳未満の者の村内への移住定住を促進し、定住人口の増加を図るため、村内に自ら居住するための住宅を建築取得又は空き家等中古住宅を取得・改修する者に対し、移住定住促進補助を行う。

### 2. 補助対象者

- (1) 村内に10年以上居住する目的で住宅を取得する者
- (2) 当該住宅に住民票を移動し、その住宅に居住する者
- (3) 村内に自ら居住するための住宅を自らの資金により建築又は購入する者、又は村内に所在する住宅を相続又は贈与により取得した者
- (4) 世帯全員が本村に納入すべき村税、使用料、分担金及びその他村に対する債務を滞納していない者
- (5) 補助金交付申請日において、55歳未満の者

### 3. 補助金の種類・交付要件・補助率等

別表第2（第5条関係）

| 補助金の種類                   | 交付要件   | 補助率        | 補助限度額 |
|--------------------------|--|------------|-------|
| 1 新築（建替え）                | 1 村内に、建築費用500万円以上の住宅を新築した者で、当該住宅を取得する方<br>2 補助金請求時に上北山村民の方<br>3 一住宅につき1回のみ交付         | 補助対象経費の20% | 300万円 |
| 2 中古住宅購入                 | 1 村内に購入費用100万円以上の中古住宅（敷地を含む）を購入した者で、当該住宅を取得する方<br>2 補助金請求時に上北山村民の方<br>3 一住宅につき1回のみ交付 | 補助対象経費の50% | 150万円 |
| 3 中古住宅購入に伴う住宅の改修（リフォーム）  | 1 村内の中古住宅を取得した者で、その住宅を取得後1年以内に工事費用100万円以上で改修する方<br>2 一住宅につき1回のみ交付                    | 補助対象経費の50% | 150万円 |
| 4 相続及び贈与された住宅の改修費（リフォーム） | 1 相続及び贈与により住宅を取得した者で、その住宅を取得後1年以内に工事費用100万円以上で改修する方                                  | 補助対象経費の50% | 150万円 |

|  |                |  |  |
|--|----------------|--|--|
|  | 2 一住宅につき1回のみ交付 |  |  |
|--|----------------|--|--|

【各補助金の種類毎の対象】

- 1 新築（建替え）
  - ・村外から村内への住民票移動（I、Uターン共に対象）
  - ・村内での住民票移動
- 2 中古住宅購入
  - ・村外から村内への住民票移動（I、Uターン共に対象）
  - ・村内での住民票移動
    - ※2親等以内の売買による取得は補助対象としない
  - ・「既に借家に住所を移しているが、その借家を購入し、更に改修を行う場合は？」  
→移住定住のための施策であり、取得時に既に住所を移動していると捉え、購入補助の対象とする。また、住宅改修についても同様とする。
- 3 中古住宅購入に伴う住宅の改修（リフォーム）
  - ・2の中古住宅購入に伴う住宅、取得時に同時に実施か、取得後1年以内に着工する改修
- 4 相続及び贈与された住宅の改修費（リフォーム）
  - ・村外から村内への住民票移動（I、Uターン共に対象）
  - ・村内での住民票移動
  - ・「1年以上前に」

<住宅改修における村内在住者の取り扱い>

制度の趣旨は、Iターン、Uターンの促進及び空き家の増加抑止。

- ・「同居している子に相続・贈与し、子が住宅改修する」場合は？  
→申請者の住民票の移動を伴うことを原則としているため、原則対象外であるが、婚姻に伴う同居のための改修や、その後の出産等に伴う家族の増員による改修等住民増加が伴う場合は対象とする。  
→同居する親のためのバリアフリー化や、病院、施設から退院等のための住宅改修は、住民票移動が伴わない上、制度の趣旨とは異なるため対象外。

4. 移住定住補助金補助対象（経費）

(1) 新築 <建築費500万円以上の場合に限る>

(対象経費)

居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室及びトイレ等を備えた建物で、自己の居住の用に供する建築費

ただし、店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅（以下「併用住宅」という。）については、自己の居住部分のみとする。

(対象外経費)

- ・併用住宅のうち、店舗、事務所部分の建築費（設計書等により明確にできない場合は、面積案分により算出する※）
- ・門、堀、柵等の外構工事費又は庭園の整備費
- ・コンクリート、アスファルト等による舗装費
- ・家具、家庭用電気機械器具等の購入費
- ・物置、車庫等の設備費

※併用住宅については、自己の居住部分のみが対象となる。この対象経費の算出方法については、面積案分により行う。

「算出例」 住宅の建築費（A）、住宅全体の面積（B）、居住部分の面積（C）

$$\text{対象経費} = (A) \times (C) \div (B)$$

(2) 中古住宅購入費 <購入費 100 万円以上の場合に限る>

(対象経費)

居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室及びトイレ等を備えた建物で、自己の居住の用に供する中古住宅（敷地を含む）の購入費

「住宅」を自己の居住部分と規定しているが、対象購入住宅が店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅である場合は、すべて対象とする。

→空き家の解消、起業、商業者誘致に繋がる  
個人売買の場合は、領収書と金融機関口座等への同額の入金等が確認できる書類の写し（該当部分）の提出を求める

→補助を受けるために価格設定される恐れがあるものの、需要と供給で価格が決まる側面があり、一概に適正価格ではないと言えない。よって、売り手側に売買代金が確実に支払いされたという証を提出頂く。不正が発覚した場合は、要綱第 12 条第 3 号により補助金返還となる。

(対象外経費)

- ・新たに購入する家具、家庭用電気機械器具等の購入費
- ・新たに設置する物置、車庫等の設備費

(3) 住宅の改修 <工事費 100 万円以上の場合に限る>

(対象経費)

上北山村移住定住促進補助金交付要綱第 4 条関係別表第 1 第 3 号及び第 4 号に規定する改修

併用住宅については、自己の居住部分改修のみが対象となる（設計書等により明確にできない場合は、明確に算出できる部分のみを対象とする）。

→店舗、事務所等の部分については、起業支援制度等他の利子補助や補助金制度を活用できるため対象としない。(2) の中古住宅購入費は対象としているのは、店舗、事務所部分を居住部分に改修する場合もあり、また、空き家の解消、起業、商業者誘致に繋がるため。

(対象とする経費)

- ・既存住宅の増改築工事

(床材・内壁材・天井材の張替え又は塗装等の内装工事・床・壁・窓・天井・屋根の断熱改修工事・屋根の葺き替え・塗装工事、屋根防水工事及び外壁の張替え・塗装・吹付工事等)

- ・電気・ガス、給排水衛生設備、換気、暖冷房、消火、排煙、汚物処理設備等の設備で工

事を伴う機器、設備費用

- ・トイレ、バス、キッチンなどで使用する便器、バスタブ、給湯器、シンクなどの設備で工事を伴う機器、設備費用

(対象外経費)

- ・併用住宅のうち、店舗、事務所部分を自己の居住部分として使用しない改修費
- ・門、堀、柵等の外構工事費又は庭園の整備費
- ・コンクリート、アスファルト等による舗装費
- ・新たに購入する家具、家庭用電気機械器具等の購入費
- ・新たに設置する物置、車庫等の設備費
- ・空調設備及び給湯設備部分単独の改修費（但し、工事費用 100 万円以上は除く）

## 5. その他

【要綱施行日と申請対象、取得日との関係】

- ・新築、中古住宅購入は、要綱施行日以後に工事完成、取得する住宅が対象
- ・中古住宅購入に伴う住宅改修は、要綱施行日以後に購入取得した住宅が対象（要登記事項証明書・売買契約書）
- ・相続及び贈与された住宅改修は、要綱施行日以後に相続及び贈与取得した住宅が対象（要登記事項証明書）